文部時報

第1084号

昭和42年11月

日本文化について　浦松佐美太郎　2

〔座談会〕

「芸術文化の振興」……7

（出席者）・安達健二・宮沢縦一・栗原一登
・寺中作雄・河北倫明
（司会）・鹿海信也

文化財保護思想の普及
――文化財保護強調週間にあたつて――　坂元　正典　35
芸術祭二十年　土生　武則　41
映画フィルムの保存と活用　鹿海　信也　47
著作権条約の新しい展開
――ストックホルム
知的所有権会議から――　佐野文一郎　62
明治百年とユネスコ　朝吹　三吉　67
国立劇場一年間のあゆみ　寺中　作雄　71

〔紹介〕　高等学校における
職業教育の多様化について（答申）　望月哲太郎　77

〔随想〕　随想二題……佐藤　知雄　80

〔教育用語〕「著作権」とは　加戸　守行　52

〔現場の教育問題〕

「特殊教育の諸問題」寄稿……小椋　義久　58
解説……松原　隆三　59

〔連載第四回〕

人物を中心とした青森県教育郷土史
……苫米地武男　85

文部省の会議・行事等から……54
文部省重要通達一覧……95

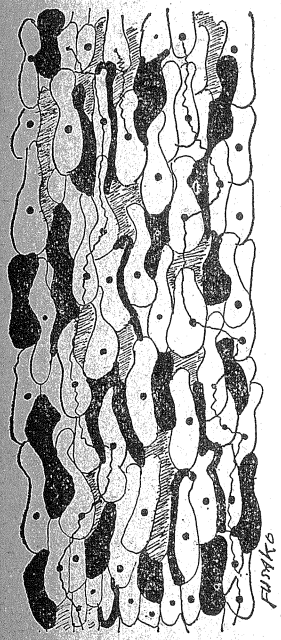

表紙　石井重一　カット　須貝夫早子

映画フィルムの保存と活用

鹿海信也

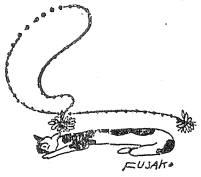

美術作品が美術館に、文献、文芸作品が図書館に収集保存されるように、映画を芸術作品として、また社会、風俗の研究資料として収集・保存する必要性は欧米諸国では早くから考えられ、現在三十四か国に三十八のこのための施設が設置されている。

一八八九年、エヂソンのキネトスコープ発明、ルイ・リュミエルのシネマトグラフの発明によって誕生した映画が、七年後の明治二十九年には、わが国に輸入され、それから三十年たった大正十五年にトーキーという声を持ち、その後八年してカラーを持ち、さらに二十年して、ワイドという広がりを持ち、つづいて立体化を試みた。わが国でのトーキーのはじめは土橋式トーキーによる五所平之助監督の「マダムと女房」（昭和六年）であるが、五所監督の健在を思うと映画の歴史は浅く、その発展は目ざましい。その発明当時は、活動写真と呼ばれたように、動く写真という驚異と興味にすぎなかった映画が、短期間にいろいろの表現手段を加え、新しい芸術性を確立しつつあることは、広く認められるところである。その歴史は浅いが、急速な発展と高い芸術創造の可能性を内蔵する映画の将来を考えると貴重な文化財として、その保存に意を用いることは、決して早きに過ぎるということはない。

それに、先にも述べたように、事件の記録や、社会風俗資料が、文字に頼った時代は過ぎ、その実際を具象的に留める視聴覚資料として映画、録音の価値はまことに大きい。わが国では、映画は興行物、商品として扱われて来た。したがって、フィルムは使えるだけ使い、商品的価値が無くなると、これを捨ててしまう慣習であった。ことに、フィルムが不燃性になったのは、昭和二十八年ごろ

で、それまでは、古くなったフィルムは、発火燃焼の危険があり、場所もとるので、用が済むと捨てられていた。十数年前、名作と言われた作品、たとえば「土」「路傍の石」「今ひとたびの」は、つい先日、みたばかりと思っていたが、もはやそのフィルムはどこにも見当たらない。文学作品では、刊行本が、時には原稿さえも保存されているが、映画では、会社はフィルムを廃棄してしまい、監督や出演俳優さえも再び自分の演出映画、出演映画にお目にかかれなくなってしまうのである。

ところで、わが国においても、欧米諸国にならって漸次、映画文化財の収集保存の必要性が認められるようになってきた。先にも述べたように現在、世界三十四か国に三十八のこのための施設が、フィルムライブラリーとかシネマテークなどの名称のもとに存在している。このうち、戦前（一九三五年―一九四〇年）から設置されているものは、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、デンマークの諸国で、他の二十七か国は、おおむね戦後（一九四五年以後）の設置であり、戦前に設置した国々は、いずれも映画文化の開拓に貢献した先進国と言えよう。世界における三十八のフィルムライブラリーの運営形体を見ると、国営のもの十二、政府の補助を受けて運営される半官半民的なもの十八、民間運営のもの八である。

わが国のフィルムライブラリー事業は、国立近代美術館において細々と行なわれてきた。すなわち、昭和二十七年、国立近代美術館が設置された時、時の吉田茂総理が街中の通りすがりに観に行ける美術館の設置を発意され、それにかなう建物を物色したが見当たらず困っていた時、映画界の協力により、日活本社ビルが提供され、これを改修して近代美術館が誕生した。このようなわけで、この建物には映写室の設備もあり、また映画界の希望もあったので、近代美術館の事業の中にフィルムライブラリー運営という事業が加えられた。近代美術館にフィルムライブラリーが併置されたのは、ニューヨークの近代美術館が同様にフィルムライブラリー事業をあわせ行なっているので、これにならったのであろう。しかしながら、わが国では、それまで、映画作品の保存についてははなはだ無関心に放置され、特に戦災による焼失により戦前の作品はほとんど存在せず、また戦後につくられた映画も先に述べたような事情で消滅したもの、存在不明のものが多いので、先進国のフィルムライブラリーに比し、その規模、内容とも貧弱であることは否めない。わずかな予算の中で映画界の協力を得て、毎年、毎年の優秀映画を若干ずつそろえ、また過去の名作を探し求めては、少しずつながら整備してきた。しかしながら、わが国のフィルムライブラリー活動に大きな関心を起こさせ、絶好の機会となったのは、昭和三十七年度に実施された「日仏交換映画祭」である。世界のフィルムライブラリーは相互連携機関として、国際フィルムライブラリー連盟（FIAF）と世界映画博物館連合（UMMC）の二つの組織を結成しているが、相互に情報交換や映画交換を促進し、交換映画祭を開催している。国立近代美術館のフィルムライブラリーも漸次、フィルムライブラリー活動を軌道に乗せ、昭和三十七年初めて日仏交換映画祭を開催したが、三十九年には日英交換映画祭、四十一年には日伊交換映画祭、四十二年には日ソ交換映画祭と連年、各国と交換映画祭を

開催してきた。この昭和三十七年の「日仏交換映画祭」には、フランスから約一四〇本の作品が送られてきたが、その内容は、フランス映画の誕生期から現在までの代表的作品で、年代的にも、じゅうぶん考慮されて選考されていた。また、そのうち二十本ほどのフランス古典主要作品を日本のフィルムライブラリーに寄贈され、さらに驚いたことには、フランスのシネマテークに所蔵されている明治三十年にフランス人技師によって撮影された日本の風俗記録映画が記念に寄贈された。世界のフィルムライブラリーのうちで特に整備されているのは、フランスのシネマテーク、イギリスの英国映画研究所フィルムアーカイブであるが、整備されたフィルムライブラリーであればこそ、一四〇本のフィルムの選考も、二十本の寄贈も容易であったのであろう。これに対応して、わが国からは約一三〇本の作品をパリに送ることになったが、わが国のフィルムライブラリーは貧弱で、これだけの作品を選ぶにも土台ができていない。そこで急拠、各映画会社と連絡をとって、調査を行ない、八三〇万円の国費を計上して、過去の名作を一挙に収集整備することとなった。その結果約八十本の購入と民間助成団体（フィルムライブラリー助成協議会）からの三十五本の寄贈により、近代美術館フィルムライブラリーの収蔵フィルム数は数倍に増加した。しかし、その際の調査においても、過去の名作ですでに消滅したものが数多くあることが判明したし、またフランスに比較して、まことに恥ずかしい状態であることがわかって、フィルムライブラリー充実強化の社会的関心が急激に高められた。また英国との交換映画祭の際には、日本に存在しなかった衣笠貞之助作品の「十字路」（昭和三年）が英国のフィルムアーカイブにあり、これを取得した。このようにして、日本劇映画二二一本、外国劇映画一五二本、文化・教育映画二六一本、ニュース映画五八二本、図書六、〇〇〇冊を保有する状態になったが、先進諸外国のフィルムライブラリーの内容や活動に比較すれば、まだ序の段階と言うべきであろう。

さて、わが国のフィルムライブラリーを充実する次のチャンスが近く訪れつつある。それは、新聞紙上にも報道された在米接収映画の返還である。戦後、軍国主義を鼓吹する映画、戦争裁判証拠資料となる映画は提出を命ぜられ、また戦前在米邦人のために送られていた映画は敵国財産として彼地で接収されたが、その後いろいろのコースを経て、ワシントンの国会図書館に収集保管されていることがわかった。昭和三十七年、米国の対敵取引法改正がきっかけとなり、昭和三十一年の万国著作権条約日本加入とも相まって、著作権が日本の原著作者にあることが確認され、先方にある燃性フィルムを日本に持帰り、代わりに十六ミリ不燃性フィルムに複製して返えすことを条件に、これらフィルムを日本に返還してよいという米国側からの申出があった。その数は劇映画二〇七本、文化短篇映画七七七本、ニュース映画四六五本で、劇映画は昭和七年の「上陸第一歩」から終戦時までのもので「残菊物語」「西住戦車長伝」「五人の斥候兵」「土と兵隊」「兄とその妹」など、往年の名作がづらり、文化短篇映画でも「リンディ夫妻来る」「震災後の東京」「鵜飼」さらに、これら以上に貴重なのはニュース映画で、朝日ニュースの昭和八年ごろの第一号から昭和十五年、日本ニュースに統合するまでのものをはじめ、読売ニュース、日本ニュースなど、わが国がし

だいに戦争に深入りしていく過程や当時の風俗を知るのに貴重な資料である。これらの映画の大半は、わが国に存在しないので、この接収映画の返還により、わが国のフィルムライブラリーは貴重な所蔵作品を一挙に増加することになる。映画先進国である米国では映画の保存管理に対する認識と体制が進んでいるので、これら接収映画は優良状態で保存されていた。これらの作品が接収されず日本にあったならば、おそらくとっくの昔に消失していたであろう。まさに幸運と言うべきである。接収映画の返還は一年三、五〇〇万円の国費をもって、三年計画で本年度から実施されることになった。このようにして、フィルムの収集は漸次進ちょくしているが、さらに一つのチャンスが訪れつつある。それは現在、東京・京橋にある東京国立近代美術館は狭あいその他の理由により、新築移転することとなり、皇居北の丸公園に約三倍のスペースを持つ新美術館が建設中であり、昭和四十三年度末には引越すことになっている。そこで、移転後の京橋のこの映画界に由緒のある建物をフィルムライブラリーとして活用してほしいという要望が映画界をはじめ各界から出され、文部省においても、その方針を固め、来年度の予算要求に国立フィルムセンター設置準備費として建物改装費を計上することとなった。これまでフィルムライブラリーと呼んできたのを、この際、フィルムセンターと称することにしたのは、視聴覚教育ライブラリーとの混同を避けるためである。視聴覚教育というのは、戦後急速に普及した教育方法で、視覚的に、また聴覚的に具象的経験を与え、それを基にして概念を形成する教育方法である。

微速度、加速度撮影による物の動きの分析、特殊レンズによる極小の世界の描写など、われわれの眼の限界を越えた具象経験を呈示したり、あるモデルケースを示すことによって生活の方法やものの考え方を勉強させる、このような視聴覚教育のための教材には、映画、スライド、録音、写真、紙芝居、模型、掛図、絵はがき、テレビ、ラジオなど考えられるが、スライドや写真その他は金額も安く、容易に入手できるが、映画フィルムや録音教材テープは経費もかさみ、組織的な力を持ってでなければ、整備困難である。そこで、これら視聴覚教育のための教材・教具を整備貸出しするための機関として、視聴覚教育ライブラリーが県立のものや市町村立、あるいは組合立のものなど全国で大小八七二館の多くが設置されている。しかしこれらは、視聴覚教育のための教材・教具と言っても、多額の経費を要する映画フィルムの整備を中核としているので、通称、フィルムライブラリーと呼ばれている。すなわち、わが国で一般に言われるフィルムライブラリーとは視聴覚教育のためのフィルム貸出機関である。国立近代美術館に併置され、これからその充実を強化しようとするフィルムライブラリーは、これと違って、フィルム文化財を収集保存して、後世に伝え、フィルム文化発展の研究資料を提供しようとするものであるから、視聴覚教育におけるフィルムライブラリーとは性格を異にしている。そこで、混同を避けるため、後者をフィルムセンターという呼称で進めることとした。

先にも述べたように、現在東京国立近代美術館で所掌しているフィルムライブラリー業務を、同館の移転を機に、国立フィルムセンターという独立機関に発展させて、充実強化しようとするもので、その業務は、

(一) 劇映画、文化映画、記録映画、アニメーション映画、ニュース映画、テレビフィルム（ビデオテープを含む。）の収集、保存
(二) 映画に関する情報資料の調査、研究ならびに資料の作成
(三) 映画に関する博物館的資料の収集、展示
(四) 映画に関する文献、図書の整備
(五) 保存映画の活用に対する便宜供与
(六) 映画研究に対する便宜供与
(七) 古典映画の研究上映
(八) 非劇場映画の常時上映
(九) 諸外国の同種機関との連携事業

などが考えられる。

この機関の第一の目的は映画の収集、保存である。先にも述べたように現国立近代美術館フィルムライブラリーの所蔵フィルムは漸次増加し、総数一、二〇〇本に達しているが、昭和十一年創設のフランスのシネマテークの約五万本、昭和十年創設のイギリスのフィルムアーカイブの劇映画六千本、記録映画、ニュース映画数千本の所蔵に比べられ、まだこれからの仕事である。また各国の状況を見るに都心におけるフィルムの管理は狭あい、類焼の難点があるので、都心の本部建物は調査研究、展示上映の場に使用され、フィルム格納倉庫は郊外に設置されている例が多く、わが国の将来においても、そのような姿が考えられる。さらにフランスでは、シャイヨ宮映写場のほか、ソルボンヌ学生区に学生用映写場が設置され、両映写場とも一日三本の古典映画の研究上映が行なわれ、年間千数百本の上映により、多くの映画研究者に便を与えている。フランスのシネマテークには一九〇五年リュミエルが使った古い撮影機や一九〇〇年ごろの映画ポスター、コスチューム、映画各シーンの下絵など貴重な歴史的資料が保存され、また二十万枚に及ぶ映画スチール写真が整理されている。イギリスのフィルムアーカイブ本部には図書部、調査広報部があり、図書部には映画関係図書一万二千部が整備され、映画関係図書の刊行も行ない、調査広報部では新聞、雑誌の関係記事切抜き整理、人別（演出家、俳優）カード整理、作品別、国別製作状況カード整理、五十万枚に及ぶスチール写真整理、所蔵作品管理状況カード整理などの仕事が行なわれ、各国の製作状況を常に調査するために、世界の二五〇のマガジンが集められ、作品カードや演出家カードには映画祭への参加状況やその時の批評等も書き込まれている。これら先進国の規模、内容を見ると、わが国の今後のフィルムセンターのなすべき仕事は、まことに大きい。わが国では、さらに一般の目にふれることの少ない非劇場映画を常時上映し、その助成をはかりたいという企画も持っているが、芸術文化の中に占める映画の将来を考えると、映画の保存と活用の仕事は重要であり、この後世に誇るべき存在となるフィルムセンターの設置充実を心から期待したい。

（文化局文化課長）

編集後記

▽文部省に沿ったいちょう並木も、今や黄金色に染まり、落葉が街路をいろどり、汚れた東京を一瞬忘れさせるこのごろですが、秋は芸術・文化のシーズンということで、本号は、芸術・文化の問題を特集いたしました。

▽文化の日を中心に、全国的に催されている芸術祭、文化祭等の行事やその活動は年々多彩になり、また、はでになってきております。

▽民族のレベル測定の指標がそのもつ文化度であり、芸術への関心の高さであるとすれば、今日のような一見はなやかにさえみえる文化・芸術活動に、どのような問題点があり、それに対してどのような方策をたててゆくべきかについて、考えなければならない時期にきているといえましょう。

▽まず、巻頭では、浦松佐美太郎先生に、日本文化について、ひろい視野から論述していただきました。有益な示唆が与えられているものと思います。つづいて、音楽、美術、演劇の各専門の方々ならびに国立劇場理事長、文化局長にお集まりいただき、座談会を開きました。それぞれの立場から芸術文化の振興に対する要請について縦横に論じあっていただきましたので、ここから多くの考える材料と今後のわが国における芸術文化振興のよりよい方向をさし示していただけたものと思います。

MEJ 9493　月刊『文部時報』　11月号　第1084号

著作権所有　文部省

昭和42年11月5日　印刷
昭和42年11月10日　発行

発行者　株式会社　帝国地方行政学会
小川平二

印刷所　株式会社　行政学会印刷所

営業所　株式会社　帝国地方行政学会
東京都新宿区西五軒町 52番地
電話　東京(268)2141(代表)
振替口座　東京10,000番

定価　70円(〒6円)
年間購読料　840円

＊　一年分前金の場合は、送料は当社負担でお送りします。

＊　ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申しうけます。なお、購読の申し込みは、直接営業所またはもよりの書店にお願いします。